平成２６年（フ）第６６号
広島県福山市坪生町3349番地２
債務者　橋本　裕子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４４号
島根県安来市新十神町181番地、前住所鳥取県米子市西福原９丁目６番20―803号
債務者　福島　和久
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
青森県むつ市大平町42番３号　大平荘１号
債務者　石田　知美
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１４２９６号
東京都狛江市中和泉２丁目２―16―507
破産者　山田　裕之
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２７３号
神奈川県伊勢原市石田1464番地１
破産者　株式会社プライムサービス
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２７４号
神奈川県伊勢原市石田817―11―103
破産者　宇根　浩二
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３３０号
神奈川県川崎市高津区久地１丁目３番１号
破産者　有限会社エイペックス
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３３１号
高知県香南市赤岡町368―７
破産者　多田顯治郎
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０７３号
千葉県柏市中央１丁目５―27―214
破産者　鈴木　健司
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０７４号
千葉県千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番３棟109号、開始決定時の住所千葉県千葉市花見川区犢橋町1621―16
破産者　鈴木美恵子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１７３号
東京都国立市中１丁目18―10　ガーデンハウス国立203
破産者　村野　秀二
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４９号
東京都世田谷区深沢５丁目19番２号
破産者　野沢運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７７号
東京都江戸川区南葛西６丁目７―８　メゾン・ド・ブランシュ５―103
破産者　中嶋　　修
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２３１号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社大和商店
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２３２号
東京都江東区潮見２丁目７―１―1220
破産者　廣口　友久
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２９０号
東京都文京区白山１丁目14―12
破産者　森澤　英人
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６０１号
東京都葛飾区南水元３―６　１号棟850号、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区千駄木２丁目33番７号
破産者　株式会社ビー・ワン
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６０２号
東京都葛飾区南水元３丁目６―１―850
破産者　小宮美佐夫
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６９０号
東京都江戸川区東葛西８丁目11―26　ＤＯＲＦ　Ｇ８　Ｂ棟106
破産者　本　　幸男
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８０６号
埼玉県草加市瀬崎６丁目22―７―Ａ―102
破産者　中田　龍雄
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部